

島根デザイン連盟規約

第1条 (名 称)

この会を島根デザイン連盟「以下連盟」と称する。

第2条 (目 的)

デザイン活動の向上をはかり、会員及び準会員相互の親睦をはかる。

第3条 (事 業)

- (1) 島根県総合美術展デザイン部門「以下県展」の運営を担当し、且つ会員及び準会員作品の発表をする。
- (2) 県展審査は県が委嘱した審査員がこれにあたる。審査結果は運営委員ならびに事務局長が承認する。
- (3) 県展における会員作品は無鑑査とする。ただし準会員作品については鑑査する。
- (4) デザインに関する講習・研修等を実施する。
- (5) 第2条推進のための活動を行う。

第4条 (役員と職務)

当会に次の役員を置き総会で承認を得る。任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

運営委員長：1名。連盟を代表するとともに、会を招集し会を司る。

運営副委員長：若干名。運営委員長を補佐し運営委員長が欠ける時はその職務を代行する。

運営委員：若干名。総会で承認した人数とする。連盟の運営に当たり、総会への報告及び提案を行う。

監査委員：2名。連盟の行う事業の会計について監査する。

第5条 (事務局)

(1) 事務局長は運営委員長が指名し事務局員は事務局長が指名する。任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(2) 事務局は会務及び事業等に関わる経理を担当し総会に報告する。

(3) 事務局は事務局長宅に置く。

第6条 (会 員)

会員は県展に2回以上の入賞もしくは中央公募展において1回以上の入賞入選をし、引き続き県展に出品するもので、その啓発、指導力を有するものをもって構成する。

第7条 (準会員)

準会員は第6条(会員)に準ずるもので構成する。

第8条 (新会員及び新準会員)

第6条、第7条の規定に該当する場合は、県展審査会出席者の会員半数以上の承認を得て準会員は会員に、一般は準会員に推挙することができる。

第9条 (会 費)

年会費は、会員 5,000 円とし、準会員 3,000 円とする。

第10条 (会 議)

- (1) 総会・・・会員及び準会員の半数以上の出席者(委任状を含む)をもって開くことができる。運営委員会においてその必要を認める際に開くことができる。
- (2) 運営委員会・・・運営委員長、運営副委員長、事務局長、事務局員と必要な時に選ばれた会員で構成し運営委員長あるいは事務局長が必要と認める時に開催できる。

第 11 条 (会 計)

会計整理は事務局が行い、忠実かつ公平に運用する。

第 12 条 (会計監査)

事務局は、監査委員に会計帳簿の詳細を報告し、総会において承認を得る。

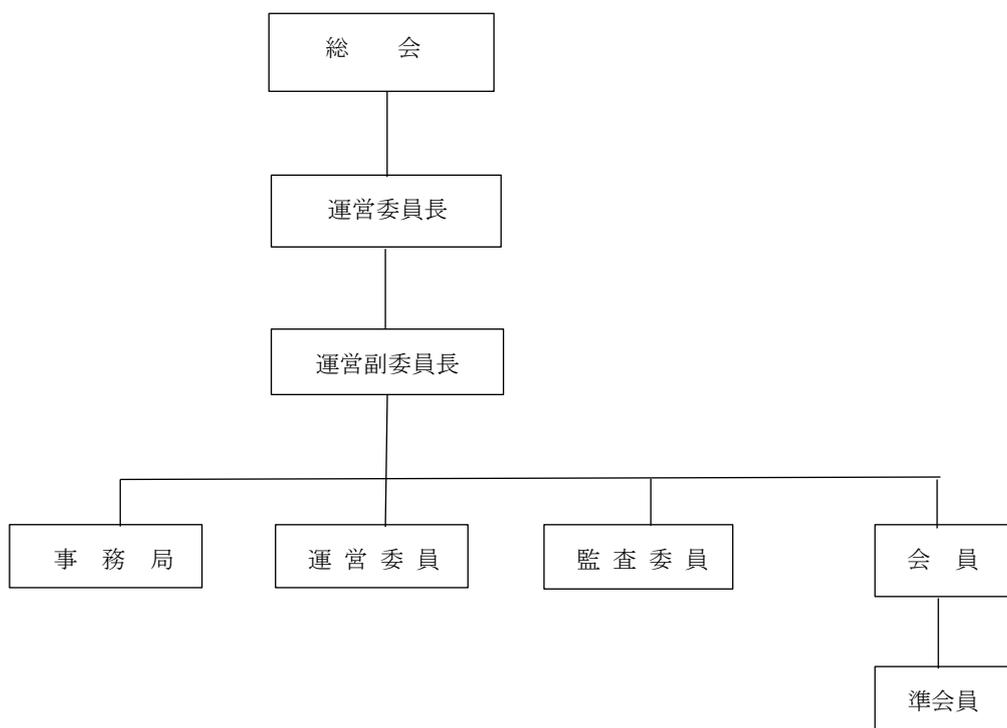
第 13 条 (旅 費)

第 10 条の会議出席に関して、開催地域に勤務あるいは在住する会員を除き、運営委員会の了解のもと旅費の補助ができる。

第 14 条 (会合費)

諸会合にともなう会合会場費は、会費をもってあてる。

組織図



附則

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 島根商業デザイン連盟の設立 | 1960 年 (昭和 35 年) 4 月 1 日 |
| 2. 島根デザイン連盟に改名 | 1974 年 (昭和 49 年) 5 月 4 日 |
| 3. 運営委員 5 名を 4 名に改正 | 1971 年 (昭和 46 年) 11 月 28 日 |
| 4. 会費について | |
| ・ 会員会費 500 円を 1,000 円に改正 | 1971 年 (昭和 46 年) 11 月 28 日 |
| ・ 会員会費 1,000 円を 3,000 円に改正 | 1977 年 (昭和 52 年) 11 月 5 日 |
| 準会員会費 300 円を 2,000 円に改正 | |
| ・ 会員会費 3,000 を 5,000 円に改正 | 1983 年 (昭和 58 年) 8 月 26 日 |
| 準会員会費 2,000 円を 3,000 円に改正 | |